

令和3年度

大分市の教育



大分市教育委員会

大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条第1項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

(実態調査)

第5条 市は、前条第1項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●表紙の作品について

寺司 勝次郎（てらし かつじろう）1927年－2015年

虹 木版画・紙 1996年 130.0cm×80.0cm 大分市美術館蔵

寺司勝次郎は大分市出身の版画家。大分経済専門学校卒業後、独学で版画技法を習得する。1961年、棟方志功らと日版会創立。76年、第1回スペイン美術賞バルセロナ展優秀賞を皮切りに数多くの国際展で活躍した。

本作は、フランスのアンデパンダン展においてパリ賞を受賞した代表作であり、65年から取り組む「屋根の版画シリーズ」の一つ。家並みと虹を高い技術を要すほかしと多色刷りで表し、配色により独特のコントラストを生み出す白黒の瓦屋根は、家並みと虹との遠近感を効果的に演出している。木版画の卓越した技術力と画面の巧みな構成力は、日本の伝統的な屋根のある風景を追求する寺司の情熱が生み出した。